

たんしん法人キャッシュカード（当座勘定）規定

（令和2年4月1日現在）

但馬信用金庫

1.（カードの利用）

当座勘定について発行したたんしん法人キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該当座勘定について、次の各号の場合に利用することができます。

- ① 当金庫の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して当座勘定に預入れをする場合（当座借越金を返済する場合を含みます。以下同じです。）
- ② 当金庫の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して当座勘定から払戻す場合（当座借越金を借り入れる場合を含みます。以下同じです。）
- ③ 当金庫の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を当座勘定からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ 当金庫の預金機または支払機を使用して当座勘定の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合

2.（預金機による当座勘定の預入れ）

- （1） 預金機を使用して当座勘定に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- （2） 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫所定の枚数による金額の範囲内とします。

3.（支払機による当座勘定の払戻し）

- （1） 支払機を使用して当座勘定から払戻す場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、当座勘定規定にかかわらず小切手の振出しを不要とします。
- （2） 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。
- （3） 支払機を使用して当座勘定の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
- （4） 同一日に支払機による当座勘定からの払戻し、および振込機による振込と数通の小切手、手形等の支払をする場合に、その合計額が払戻すことのできる金額（当座借越を利用できる範囲を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。この場合、当金庫がこれらの手続きを完了するまで支払機による当座勘定からの払戻しおよび振込機による振込はできません。

4.（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を当座勘定からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座勘定からの払戻しについては、当座勘定規定（または当座勘定貸越約定書）にかかわらず当座小切手の振出しを不要とします。

5.（自動機利用手数料等）

- （1） 預金機または振込機を使用して当座勘定に預入れをする場合には、当金庫所定の預金機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

- (2) 支払機または振込機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、当金庫所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、当座勘定に預入れおよび当座勘定からの払戻し時に、当座勘定規定にかかわらず当座小切手の振出しなしで当該当座勘定から自動的に引落します。
- (4) 振込手数料は、振込資金の当座勘定からの払戻し時に、当座勘定規定にかかわらず当座小切手の振出しなしで当該当座勘定から自動的に引落します。

6.（代理人による当座勘定の預入れ・払戻しおよび振込）

- (1) 個人の場合で、代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による当座勘定への預入れ・当座勘定からの払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 法人の場合で、代理人（1名に限ります。）による当座勘定への預入れ・当座勘定からの払戻しおよび振込の依頼をする場合には、代表者から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。
- (3) 代理人のカードにより振込の依頼をする場合の振込依頼人名は、個人の場合は本人名義、法人の場合は法人名義となります。
- (4) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7.（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

停電、故障等により預金機・支払機および振込機による取扱いができない場合、カードによる当座勘定への預入れ・当座勘定からの払戻しおよび振込の依頼の取扱いは一時停止します。

8.（カードによる預入れ、払戻し金額等の通知）

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額は、「たんしんご利用明細」に記入します。

9.（カードの紛失、届出事項の変更等）

- (1) カードを失った場合には、直ちに個人の場合は本人、法人の場合は代表者から書面によって取引店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる当座勘定の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって取引店に届出てください。
- (3) 氏名、法人名、代表者名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに個人の場合は本人、法人の場合は代表者から書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

10.（暗証番号の照合等）

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当金庫が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して当座勘定からの払戻しをしたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者

の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

11. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 当座勘定取引を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。また、当座勘定規定により、当座勘定が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第13条に定める規定に違反した場合
 - ② 当座勘定に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

14. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、および振込規定により取扱います。

15. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上